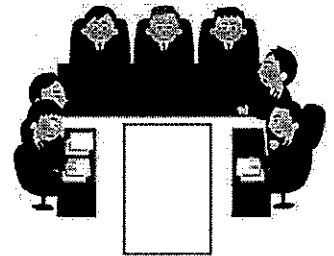


給与ファクタリング事業者に共通義務確認訴訟を提起

2020年6月8日午前、「株式会社ZERUTA」（本社：東京都新宿区以下、当該事業者という）に対する共通義務確認請求訴訟をさいたま地方裁判所民事部に提起しました。当会としては初めて、全国では4件目の共通義務確認訴訟※1となります。

事件番号：令和2年（ワ）1254号 系属部は第6民事部



※訴状及び消費者の皆さまへのQ&Aはホームページからダウンロードできます

当該事業者は、消費者に対して、インターネット上のアフィリエイト広告や自社のホームページで「七福神」という屋号で、「給料ファクタリング」※2) 業務を営んでいます。

1. 請求の概要 ※1) なくす会が提起した共通義務確認訴訟とは集団的消費者被害を回復するために特定適格消費者団体のみに認められた訴訟です。(株)ZERUTAの給与ファクタリングを利用して支払をした人が(株)ZERUTAに対して支払相当額について、民法709号の不法行為を根拠に(株)ZERUTAが支払義務を負うことを確認する訴訟です。

消費者庁の消費者団体訴訟制度のWebページはこちら

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/collective_litigation_system/about_system

※2) 給与ファクタリングとは

事業者が給料の一部を債権として買い取り、給料日前に現金を貸し付け、差額を手数料として受け取る仕組み。「最短5分で融資」などのSNSやインターネット掲示板などを見て給与の前借り感覚で利用するケースが目立つ。

金銭の貸し借りではないため利息制限はないが、「申し込むとすぐに4万円が口座に振り込まれたが、1週間後の返済は5万円」など、金利換算では法外な手数料がかかるケースも多いことから、被害相談が相次いでいる。

比較的少額の貸付で、すぐに融資可能という広告に惹かれて契約したものの、違法な高金利のため、返済請求額は雪だるま式にあってという間に膨れ上がって困窮するケースが多い。